

関西国際大学
感染拡大予防のためのガイドライン

【第1版】

1.	はじめに	1
2.	感染リスクへの対応	1
	(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）	1
	(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）	1
	(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）	2
	(4) 接触確認アプリ等の利用	2
3.	教職員や学生等の基本的な感染症対策	3
	(1) 健康状態の事前チェックの徹底	3
	(2) 移動時の予防対策	3
4.	大学において感染者が発生した場合の対応	3
	(1) 連絡や報告（感染者及び濃厚接触者）	3
	(2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止	4
	(3) 構内の消毒	4
	「新しい生活様式」の実践例	6
5.	大学の諸活動における対策	7
	(1) 基本的な事項	7
	(2) 教室内授業	7
	(3) キャンパス外実習授業	8
	(4) 学外活動（インターンシップ、サービ斯拉ーニング、フィールドワーク 等）	9
	(5) 研究活動	9
	(6) 課外活動	9
	(7) 教職員の勤務	11
	(8) イベント開催	12
	(9) 海外渡航	13
6.	施設利用	14
	(1) メディアライブラリー（図書館）	14
	(2) パソコン教室	14
	(3) ラーニングコモンズ	14

(4) グローバル学修プラザ(尼崎キャンパス)	14
(5) グラウンド、体育館	14
(6) 各キャンパス保健室	15
(7) 友愛寮(三木キャンパス)	15
(8) 食堂	17
(9) その他の施設共用部分の清掃、消毒、感染症対策	17
(10) スクールバスの利用	18

1. はじめに

「関西国際大学新型コロナウイルス感染症に対する活動基準」（以下、「活動基準」という。）に応じて、国の専門家会議で示された「新しい生活様式」を積極的に実践し、感染症対策の取組を講じる。なお、本ガイドラインは活動基準レベル「1」を想定したものである。

2. 感染リスクへの対応

9月28日より秋学期の授業が開始されるが、関西圏の自宅生以外は、現在、多くの学生が帰省しており、授業開始に向けて下宿・寮に戻り、大学に通学することを踏まえて、予防対策を考える必要がある。

予防対策については、事前に「新しい生活様式」を学生に対し、周知することで、徹底した感染予防対策を行う。

また、国や都道府県の感染症対策の方針に従いつつ、本学においては、「3密対策」及び「感染予防対策」の取り組みを十分に行い、本学から感染者、特に集団感染（クラスター）を発生させないという強い意志と自覚を学生たちにも持たせ、学生生活における感染予防対策を最大限講じるものとする。

（1）「密閉」の回避（換気の徹底）

- ①可能な限り、常時室内の換気を行う。
- ②常時換気が困難な場合は、30分に1回以上、数分（5～10分）以上、窓（扉）を開放して換気を行う。
- ③エアコン使用中においても換気を積極的に行う。

（2）「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ①人との間隔をできるだけ2メートル（最低1メートル）空ける。
- ②通勤通学で公共交通機関を利用する場合、混雑している車両を避けるなど、対人距離の確保を心がける。
- ③教室や研究室、食堂等における対人距離の確保を心がける。（※適宜、教職員の指示に従う）
- ④対面での食事やマスク無着用（食事中を含む）での会話をしないようにする。
- ⑤感染予防対策の不十分な場所への外出は避ける。

(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

- ①人と接する空間では、常にマスクを着用すること。
- ②熱中症などの健康被害が発生する恐れが考えられる場合は、換気や身体的距離の確保に留意しながらマスクを外す。（※適宜、教職員の指示に従う）
- ③マスクの表面（外側）は触らない。
- ④マスクを触った後や鼻をかんだ後は、必ず手洗いや手指消毒を行う。

(4) 接触確認アプリ等の利用

- ①接触確認アプリ「COCOA」（厚生労働省）をスマートフォンにインストールする。
※ このアプリは学生・教職員全員インストールする。
- ②キャンパス入構の際に COCOA インストールをチェックインする。
※OS のバージョン等で、所有スマートフォンに COCOA のインストールができない場合は、入構時に名簿に記録する。

新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(2020年8月27日時点)

- ③兵庫県内の店舗や各種施設、イベント会場へ入場する際は、必ず、以下の「兵庫県新型コロナ追跡システム」を登録すること。（他府県においても同様のシステムが導入されている場合は、そのシステムを利用すること。）

兵庫県新型コロナ追跡システム

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk39/covid19_chase02.html

- ④新型コロナウイルス陽性と診断された場合は、「COCOA」アプリにより、陽性情報の登録を行うこと。
- ⑤「COCOA」アプリを通じ、過去14日間において陽性者との接触が確認された場合や「兵庫県新型コロナ追跡システム」（他府県の追跡システムアプリの場合も含む）を通じて注意喚起情報の通知を受けた場合は、必ず本学保健室に連絡し、その指示に従うこと。

3. 教職員や学生等の基本的な感染症対策

(1) 健康状態の事前チェックの徹底

- ①大学に来る前に自宅で検温し、健康状態をチェックする。
- ②発熱（平熱より高い）等の風邪の症状がある場合には、学生も教職員も大学に来ず、自宅で休養し外出を控え、症状を経時的に記録しておく。
- ③大学にいる間に、発熱等の風邪症状がみられた場合は、各キャンパスの保健室に報告し、速やかに帰宅する。
- ④風邪症状がなくなるまで自宅で休養し外出を控える。
- ⑤帰省や旅行、（通学外の）県境を越えての移動の際は、その地域の感染流行状況を確認する。

(2) 移動時の予防対策

- ①大学到着時、教室移動時、授業後、休憩時間、食事前などは、手洗いや手指消毒をこまめに行う。
- ②手洗いは、流水とせっけん・ハンドソープを用いて正しい手洗いに努める。
- ③入口・キャンパス内に設置されているアルコール消毒液等で手指消毒を行う。
- ④マスクは各自で準備し、常に着用する。飲食時等マスクを外しているときは、会話を控える。
- ⑤大学にいる間にマスクが汚損し予備の持参がない場合は、売店で購入をする。
- ⑥共用する施設・設備、用具や物品は、消毒液でこまめに拭き取りなど行い、使用後は手洗いを徹底する。
- ⑦咳やくしゃみをする際は咳エチケットに心掛け、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖、肘の内側などを使って口や鼻を隠し、飛沫を防ぐ。
- ⑧普段から極力、顔面（特に眼・鼻・口）を触らないようにする。
- ⑨帰宅後は、手洗い・うがい・洗顔・着替え・入浴やシャワーを行う。

4. 大学において感染者が発生した場合の対応

(1) 連絡や報告（感染者及び濃厚接触者）

学生や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人や保護者に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出される。大学には本人（または保護者）から、感染が判明した旨を速やかに各キャンパス保健室へ電話連絡する。

三木キャンパス 0794-84-3537

尼崎キャンパス 06-6496-4102

神戸山手キャンパス 078-351-7182-

なお、休業日や夜間であれば、電子メールにより hoken@kuins.ac.jp 宛に一報を入れる。

また、保健所から濃厚接触者と指定され、検査や自宅待機を指示された場合も同様に各キャンパス保健室に連絡する。

保健室は、感染者や濃厚接触者の情報を感染症対策委員長へ報告する。

保健所から、感染者本人への行動履歴等のヒアリングが行われる場合には、できるだけ協力すること。また、保健所が大学に対して、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、本学も全面的に協力する。

(2) 感染者や濃厚接触者等の出席停止

学生又は教職員の感染が判明した場合には、当該感染者の症状の有無、学内外における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条に基づく臨時休業の必要性について、各キャンパスの管轄する保健所と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間を判断する。

また、学生の感染が確認された場合又は学生が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、大学において該当学生に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置をとる。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して 2 週間とする。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、特別休暇の取得や在宅勤務等により、出勤させない扱いとする。

(3) 構内の消毒

学生や教職員の感染が判明した場合には、総務部に連絡の上、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の室内や器具・物品等の消毒を行う。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、**人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する**。ただし、**夏場は、熱中症に十分注意する**。
 - 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に洗う**（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒** 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔を
もしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

5. 大学の諸活動における対策

(1) 基本的な事項

- ①大学に入構する者に対しサーモグラフィ等で検温を行い、必要時はその場で健康チェックを行う。(発熱者や風邪症状等の疑われる症状のある場合は、大学への入構を制限する)
- ②本学への入構者には【新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」】のインストールを要請しており、入構時に必ずチェックする。
- ③各施設の内に配置している消毒液を用いて、入構時に各自で手指を消毒する。
- ④各施設においては、必要に応じて混雑時の入館・入室制限を行う。
- ⑤窓口には、消毒液、飛沫感染防止パネル等を設置し、職員はマスクまたはフェイスシールドを着用の上、ソーシャルディスタンスを確保して対応する。
- ⑥窓口の利用者においても、順番を待つ場合は、床上のマークにしたがってソーシャルディスタンスを保って整列する。

(2) 教室内授業

消毒の徹底や3密の回避に配慮し、感染拡大予防のための取組を講じた上で、秋学期からの授業を実施する。

ただし、以下の点を考慮した実施とし、今年度秋学期からの具体的な授業運営については、別途 Web ページ等に掲載する「**秋学期からの授業について**」を参照のこと。

<実施上の留意点>

- ①安全を確保し、対面授業を基本とするが、状況に応じて、オンライン授業と対面授業を併用して実施する。
- ②今後の感染症の状況によっては、本学基準に基づき授業形態を変更することがある。
- ③対面授業は、多くの学生が同時に学内に集まることのないよう、工夫して実施する。
- ④対面授業は、概ね1 m以上間隔またはそれに相当する措置を講じた教室で実施する。
- ⑤対面授業の実施にあたり、教員は、マスクまたはフェイスシールドを着用する。
- ⑥対面授業の実施にあたり、各教室の利用者は、教室の窓、扉を常時または一定の時間間隔で開放し、換気を行う。また、換気ファンなどは最大限稼働させる。

- ⑦対面で行う授業に出席できない事情がある場合については、オンラインでの受講を可能とする等の対応を行うが、この場合は別に定める必要手続をとらなければならない。

(3) キャンパス外実習授業

教育実習や看護実習など、キャンパス外での実習については、それぞれの学部・学科で指示されたガイドラインに基づくとともに以下の点に留意する。

<実習前の遵守事項>

- ①実習日前2週間の健康及び行動記録など、実習先の求めに応じた体調の確認を行うこと。
- ②実習日前2週間の不要不急の外出を控えること。
- ③実習日前2週間以内に海外への渡航経験がないこと。
- ④手洗い、うがい等の感染症予防を徹底すること。

<実習中の遵守事項>

- ①手洗い、うがい等の感染症予防を徹底すること。
- ②自宅を出るとき、集合時、解散時に検温を行うこと。
- ③②に加え、実習先の求めに応じた体調確認等を行うこと。
- ④本学及び実習先の感染症対策を遵守すること。(本学のガイドラインと異なる部分については実習先のガイドラインを優先する)
- ⑤実習期間中は実習時間以外の不要不急の外出を控えること。
- ⑥体温が平熱より高く、体調不良の場合は、実習担当教員に連絡し、指示に従うこと。
- ⑦移動中を含め、常にマスクを着用すること。
- ⑧こまめに水分補給等を行うこと。
- ⑨常に他の人との距離を確保し、密集を回避すること。
- ⑩接触感染防止の観点から、みだりに物品に触れないこと。

<実習後の遵守事項>

- ①実習終了日以降2週間の健康及び行動記録を作成し、実習担当教員へ提出すること。
- ②実習終了日以降2週間の不要不急の外出を控えること。
- ③手洗い、うがい等の感染症予防を徹底すること。

(4) 学外活動（インターンシップ、サービスマーケティング、フィールドワーク等）

インターンシップ、サービスマーケティング、フィールドワーク、合宿形式の授業、PBL等における学外での教育活動を実施する場合、各教育プログラムで指定された学外活動ガイドラインに基づくとともに以下の点に留意する。

<留意事項>

- ①活動先（活動の対象となる企業や自治体等）の指示に従い、活動先のガイドラインや感染防止策等を遵守する。（本学の学外活動のガイドラインと異なる部分は、活動先のガイドラインを優先する）
- ②活動にあたっては、「新しい生活様式」を積極的に実践し、3密の回避、感染予防、体調管理等に十分留意する。（活動2週間前からの体温測定の実施、体調不調時の欠席、マスクの着用、手指の消毒等の義務付け）
- ③合宿形式の授業や宿泊を伴うフィールドワーク等は、原則として禁止する。ただし、教育目標の達成のために、宿泊を伴う活動が必要不可欠の場合は、状況に応じて、開講学部等の学部長等による取りまとめのもと学長が判断・決定する。

(5) 研究活動

- ①研究施設への入室時には必ず手指の消毒を行い、マスクを着用する。
- ②「3密」を避けるための研究計画、施設利用スケジュールを構築する（施設内の密を避けつつ、短時間の実験を継続する等）。
- ③ドアノブや座席、照明スイッチ、研究設備機器等など複数の人の手が触れる箇所について、使用前後に消毒する。
- ④また、実験等の性質も考慮しつつ、ドアを常時開放する、人の手が触れる場所を少なくする、安全管理等の理由により、複数の人が同時に操作を行う必要がある研究施設や設備等においては、マスクの着用、フェイスシールドの着用、または飛沫防止パネル・透明ビニールカーテン等による遮蔽等の措置を行う。
- ⑤設備の遠隔利用や研究代行等の取組を積極的に実施するとともに、機関内外の遠隔利用サービス等を積極的に利用する。

(6) 課外活動

- ①学生の課外活動再開にあたっては、本学「活動基準」の活動レベルに準じて対応する。
- ②本学の「課外活動再開に関するガイドライン」を基に、各活動団体より「活動再開申請書」及び「感染防止計画書」の提出を義務付ける。その申請書と計画書において、感染予防対策を十分に講じられていると認められた活動団体より、課外活動を段階的に認めていく。
- ③宿泊を伴う「合宿」等は原則として禁止とするが、計画段階において計画書を提出し、事前審議の結果、許可を得た場合は、指導者の責任のもと認めることがある。

再開にあたっては「3密」を徹底的に避ける工夫を図り、基本的遵守事項にある感染予防対策を講じたうえで、活動を行う。

<基本的遵守事項>

- ①活動時には原則マスクを着用する。(運動時は着用しなくてよい)
- ②活動参加者は日々の体調チェックを行い、体調不良（発熱や軽度であっても咳や咽頭痛などの症状）がある人は参加しないようにする。
- ③施設ごとの利用制限人数を目安に、2 m以上人との距離を確保する。
- ④飛沫に注意し、その対策を厳重に講じる。
- ⑤体育館、部室、教室での屋内活動では、常に十分な換気を行う。
 - ※ 2つ以上の窓・ドア等を同時に開ける。
 - ※ 窓・ドア等については対角線上であることが望ましい。
 - ※ 換気扇が設置されている部屋は必ず使用する。
- ⑥活動時に活動記録（活動日、活動場所、活動内容、参加者一覧）を作成する。
- ⑦消毒可能な共有物は、使用前・使用後に消毒等を行う。
- ⑧活動前後、用便時は石けんによる手洗いを行う。
- ⑨活動中に大きな声で会話、掛声、発声、応援等をしない。
- ⑩活動時間はなるべく短時間となるよう事前に練習内容及び活動計画を立てる。

<屋外（グラウンド等）活動時の遵守事項>

上記<基本的遵守事項>に加え以下を遵守する。

- ①ボトル・タオルの共有使用を禁止する（各々で準備する）。

- ②更衣室、シャワー室の利用は、出来る限り控える。やむを得ず使用する場合は、指導者の責任のもとで使用する。
- ③唾や痰を吐かない。

<屋内（部室）活動時の遵守事項>

上記<基本的遵守事項>に加え以下を遵守する。

- ①複数名が活動する場合は、人との十分な距離（2 m程度）が確保できる大き目の教室を予約して活用する等、密集しない活動に努める。
- ②飛沫防止の観点から、楽器等の演奏(特に管楽器演奏)は、常に換気を行った環境で飛沫対策をして、対人距離を十分確保した状態(3~5m)で行う。

<トレーニングルームでの遵守事項> 三木キャンパス

上記基本的遵守事項に加え以下を遵守する。

- ①機器の使用後は、機器との接触部分をアルコール消毒する。
- ②利用時間は原則1時間以内とし、終了後は速やかに退出する。
- ③その他、施設及び機器の使用については、トレーニング室管理者の指示に従う。

(7) 教職員の勤務

- ①教育職員の勤務については、校務や授業準備、研究等のために出校する場合は、公共交通機関での混雑を避ける工夫をすること。体調不良やCOCOAアプリ等を通じて新型コロナウイルス感染陽性者との接触が確認された場合などの事情がある場合は、保健室の指示に従う。
- ②事務職員の勤務については、通勤は時差出勤等を認め、公共交通機関の混雑を避ける工夫をすること。体調不良やCOCOAアプリ等を通じて新型コロナウイルス感染陽性者との接触が確認された場合などの事情がある場合は、保健室の指示に従うとともに事務局長の許可のもと、在宅勤務を認める。
- ③会議はメール審議やオンラインなど、多人数が参集しない方法で行うこと。
- ④不要不急の出張は中止、延期を検討する。ただし、緊急事態宣言が発令されている地域への出張は原則禁止とする。

- ⑤外務省海外安全情報において、感染症危険情報レベル2以上が発出されている国外への出張は原則禁止とする。また、日本政府が入国禁止措置を取っている国・地域への出張についても原則禁止とする。

<緊急事態宣言が発令された場合>

教員の勤務は在宅を原則とする。事務職員は2チームに分け、交代勤務とする。

(8) イベント開催

各種イベントの開催は、今後の国・各行政機関等の段階的緩和の目安を参考に判断し、開催する。ただし、イベント開催は、特定・不特定多数の人が集まり、密な状況が発生しやすいことから、消毒の徹底、3密の徹底的な回避など、感染拡大予防のための取り組みを最大限講じたうえで、開催するものとする。併せて、イベントを開催する場合は、「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」を利用すること。

- ①規模要件（人数上限）は、今後の段階的緩和を参考とするが、当面の間は以下のとおりとする。

【屋内】会場の収容定員の半分以上の参加人数を上限とする

【屋外】参加人数は300人以下とし、人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）する

- ②学内参加者（スタッフ）全員に、日々の体調チェックをさせ、体調不良（発熱や軽度であっても咳や咽頭痛などの症状）がある場合には参加させない。会場等への入場（入室）時にマスクの着用、手指の消毒を徹底すること。

- ③学内関係者以外の不特定多数を対象とするイベントにあつては、オープンキャンパスでの新型コロナウイルス感染の疑い、あるいは、陽性者が出た場合の対応の方針に基づきイベントを開催するものとする。

参加者への入場時の検温を実施し、健康チェックシートの提出を求める。発熱・風邪等の体調不良の症状がある場合は、参加させないこと。

参加時には手指の消毒をし、常時マスク着用を徹底する。また、厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールを確認してから参加させる。

- ④出演者と、客席との十分な距離を確保すること。

- ⑤大声での発声、歌唱や声援は禁止する。

- ⑥マスクを着用しない会話は避けること。
- ⑦屋内での実施においては、室内換気を徹底すること。
- ⑧入退場時の人数制限や並ぶ間隔をあけるなど、誘導を徹底し、密集するリスクを回避すること。
- ⑨イベントの開催については、総務課を通じて危機対策本部会議に報告し、感染症対策委員会に相談すること。
- ⑩参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。

(9) 海外渡航

- ①海外プログラム（グローバルスタディ、グローバルリサーチ）の実施については、外務省海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>) の危険情報または感染症危険情報において「レベル2：不要不急の渡航は止めてください」以上が発令されている国や地域への渡航は、中止または延期とする。
- ②教職員・学生の海外渡航については、渡航に伴う14日間の自宅待機の可能性が高く、本務および学業への支障が懸念されるため、やむを得ない事情があると学長が許可した場合を除き、中止または延期とすること。なお、留学生のやむを得ない事由による一時帰国については、再来日に関するリスク、帰国中に遠隔授業を受講できないかもしれない不利益等を承知している旨の誓約文が提出されれば、海外出国届を認める場合がある。
- ③教職員・学生が、海外から入国する場合は、入国後の政府要請に対して以下の方法で対応すること。

事 項	要 請 内 容	対 応
空港からの移動手段の確保	空港から待機場所への移動には、公共交通機関を使用してはいけない	自身で手配する 例：レンタカー、知人・友人の送迎
待機場所	帰国後14日間は、不要不急の外出を避け、待機場所を決めて滞在する	自宅またはホテル・友人宅とする
行動記録	待機中の行動を記録する	提出を求められた場合、速やかに提出すること

COCOA の登録	COCOAへ登録すること	待機中に登録を完了するよう指導する
--------------	--------------	-------------------

6. 施設利用

(1) メディアライブラリー（図書館）（全キャンパス）

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

また、利用前後においての手指消毒を徹底すること。

(2) パソコン教室（全キャンパス）

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。

なお、利用にあたっては、利用前後の手指消毒を徹底するとともに、マスク着用、ヘッドセットの持参等を求めることとする。

(3) ラーニングコモンズ

ソーシャルディスタンスを確保したうえで、状況に応じて利用者数をコントロールする。また、利用可能なサービスや利用可能時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。なお、利用にあたっては、事前予約と利用前後の手指消毒を徹底するとともに、マスク着用、体温測定、席の指定、ヘッドセットの持参等の厳守を求めることとする。

(4) グローバル学修プラザ（尼崎キャンパス）

状況に応じて利用者数をコントロールするとともに、利用可能なサービスや利用時間を制限することで、感染拡大の予防を図るものとする。また、利用前後の手指消毒を徹底する。

(5) グラウンド、体育館

本学が定める施設利用の規則を遵守するとともに、3密の回避や消毒などの感染拡大予防のための取組を講じた上で、本学の活動指針に応じ、利用する。

<実施上の留意点>

- ①体育館使用時は、窓や扉を開け常時換気する。
- ②グラウンド、体育館共に、運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、周囲の人と距離を空ける。強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気はげしくなるため、より一層距離を空ける。
- ③更衣室・休憩スペースでは、一度に入室する利用者の数を制限する。

(6) 各キャンパス保健室

- ①利用希望者に発熱・咳や痰・くしゃみ・倦怠感等の症状がある場合

上記の症状がある場合、「通常の風邪」「インフルエンザ」「新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）」等が疑われるが、新型コロナの感染を想定し対応するため、保健室入口に設置しているインターホンを鳴らし、保健室職員の指示に従う。

各キャンパス保健室の連絡先（再掲）

三木キャンパス 0794-84-3537

尼崎キャンパス 06-6496-4102

神戸山手キャンパス 078-351-7182

- ②①以外の場合

慢性疾患、外科的処置、胃痛・生理痛など明らかに風邪症状ではないという場合は、入室時に健康チェック（検温・問診等）を行った上で、これまでと同様に対応する。

(7) 友愛寮（三木キャンパス）

- ①寮生の各部屋間の行き来、許可を受けていない部外者の立ち入りの制限

必要がない場合の寮生の各部屋間の行き来を禁止する。また、寮関係者以外（許可を受けた者以外）の立ち入りを制限する。

- ②咳エチケットの徹底

寮内は教職員、業者、スタッフを含め全員マスク着用とし、寮生は自室のみ着用を不要とする。（同室者とのソーシャルディスタンスは保つようにする）

- ③検温について

毎朝夕に検温し、検温結果を記録簿に記録する。

記録簿を寮役員がチェックし、学生課に報告する。

④食堂の利用について

食事の前には手洗い石けんで手を洗い、手指の消毒を行ってから配膳を受ける。

食事をとる席、またはテーブルを指定する。

1回の食事人数は寮ごとに定める人数を上限とし、食堂収容人員の1/2程度の人数とする。

食事をとる際は各自がソーシャルディスタンスを意識して着席し、また、食事中の会話は禁止する。

⑤備品について

貸出備品（掃除機、布団乾燥機、アイロン等）は、利用簿をつけて貸し出すこととし、使用後にアルコール消毒を行う。

⑥外出について

不要不急の外出は極力控えるとともに、外出した場合は、帰寮時に手指消毒を徹底する。

在寮中は毎日、行動記録をつける。（様式は問わない）

⑦門限について

「関西国際大学 学生寮運営規程」で規定されている門限を遵守する。

⑧帰省及び外泊について

帰省は保証人からの申請に基づき許可する。

外泊は許可された者を除き禁止とする。

⑨禁止事項

他人の寮室への入室

カラオケ店、ライブハウス、クラブ、ボウリング場への入店やコンサート会場への入場

⑩その他

寮内は定期的に換気を行う。

上記事項を含め、「関西国際大学 学生寮運営規程・同運営細則」の定めを遵守する。

抵抗力、免疫力を高めるために十分な睡眠、バランスの取れた食事を摂取するよう指導する。

<発熱・体調不良時の対応> ※行政の指導に基づいて対応する。

①風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、咳及び倦怠感がある場合

寮室から予備室に移動し経過観察とする。

②風邪の症状や 37.5 度以上の発熱が続く場合や、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに各キャンパスの保健室に連絡をする。

休日・夜間等、保健室に連絡がとれない場合は、電子メールにて hoken@kuins.ac.jp 宛に連絡する。

<濃厚接触者の疑いがある場合>

予備室に移動し、2 週間の健康観察、出席停止となる。（※学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止）合わせて速やかに最寄りの保健所に連絡、相談する。

(8) 食堂

①食堂は利用者の混雑状況により、利用者数を制限する場合がある。

②食券販売機による食券購入時には、ソーシャルディスタンスマークに従い、間隔を空ける。

③食堂では、座席の間隔を空け、対面を避ける。

④利用者は食堂入室前のアルコール消毒液による手指消毒を徹底し、食事時の会話は控え、食事の時以外はマスクを着用する。

⑤従業員と利用者の間は、飛沫防止シール等の仕切りを設けて遮断する。

⑥従業員はマスクまたはフェイスシールドおよび手袋等を着用する。

⑦食堂厨房内の調理器具、食器等の除菌を徹底する。

⑧従業員や出入り業者においても発熱や風邪症状など体調不良がないことを確認するなど、衛生面や健康面の管理を徹底する。

(9) その他の施設共用部分の清掃、消毒、感染症対策

①各キャンパスとも入構にあたっては、玄関に設置されたアルコール消毒液で手指消毒を行い、検温確認等の入構チェックを受ける。

②階段の一方通行表示、エレベーター内のソーシャルディスタンスを確保するための案内や掲示を行う。

- ③事務局窓口には、飛沫感染防止のためのパーテーション、ビニールカーテン等を設置する。
- ④建物施設の各階、トイレ前等にアルコール手指消毒液を設置し、学生、職員にこまめな利用の周知をはかる。
- ⑤教室以外の学習スペースに、感染防止啓発のため「対面禁止」「マスク着用」「飲食禁止（但し、水分補給は除く）」等のポスターを掲示する。
- ⑥教室については、アルコール消毒液による教卓、机、ドアノブの消毒を行う。
- ⑦建物施設内の階段手摺り、エレベーターボタン等は、アルコール消毒液による消毒を行う。

(10) スクールバスの利用

- ①バス乗降口に手指消毒用のアルコールを設置する。
- ②バス車内は、運転手による手摺り等の除菌シートによる拭き取り等の消毒を徹底する。
- ③スクールバスに乗車する際には、マスクを着用（必須）の上、バスに設置されているアルコール消毒液による手指消毒をする。
- ④着席の際には、窓を開け、補助席も利用し、前後左右の間隔をあけるようにする。
- ⑤車内では、飛沫感染防止のため、会話は控える。
- ⑥発熱や体調不良（風邪症状など）が見られる場合は、乗車はしない。